

承 諾 書

旧氏記載について（ご注意）

○旧氏を初めて記載する際には、ご自身の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで記載することができます。

※一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載されます。

※旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載されます。

○一度記載された旧氏は新たに婚姻等で氏が変更になるまで変更できません。

※婚姻等で氏が変更した場合には、婚姻等の直前に称していた氏に限り、変更可能です。（過去の旧氏については記載できません）

○旧氏の削除は可能ですが、婚姻等で氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能です。

○住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧氏を表示しないようにすることはできません。

私は、上記の旧氏記載についての注意事項を了承し旧氏の記載を請求します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印